

吹田市文化会館排煙設備等更新工事調査業務仕様書

1 業務名

吹田市文化会館排煙設備等更新工事調査業務

2 目的

吹田市文化会館（以下「文化会館」という。）の機械排煙設備は、排煙口やダンパーの駆動方式が空気圧によるものとなっており、昭和59年に建設されて以来部分的な修繕は行ってきたが、近年空気漏れ等の不具合が続き、設備全体の更新が必要になっている状況である。

本業務は、文化会館の機械排煙設備更新にあたり、吹田市文化会館排煙設備等更新工事調査業務仕様書（以下「本仕様書」という。）に基づき、実施設計を行う前の与条件整理のため、機械排煙設備及び機械排煙設備更新に伴う必要な防災設備等の工事方法及び工事範囲の確定、概算工事費、工事のスケジュールなどを整理した工事の基本設計を行うことを目的とする。

3 期間

契約締結日から令和9年11月10日まで

4 対象施設概要

		施設名	敷地面積	建築年度	延床面積	構造	階数	耐震化対応
文化会館	①	本館	10,299.24 m ²	1984年	16,144.80 m ²	SRC造 一部S造	地上4 地下1	新耐震
	②	ごみ置場		1984年	10.00 m ²	SRC造	地上1	新耐震
		合計			16,154.80 m ²			

5 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づき実施すること。
- (2) 業務の遂行に当たっては、本市と十分な連絡を取ること。
- (3) 受託者は、業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (4) 受託者は、本市と協議を行い、その意図や目的を十分に理解したうえで適切な人員配置のもとで業務を実施すること。
- (5) 受託者は、業務に着手したときは、本市に対して業務着手届を提出するとともに、業務の進捗に関して定期的に報告を行うこと。
- (6) 受託者は、自社の社員の中から管理技術者及び担当技術者を選任し、本市に報告すること。
- (7) 本業務の一部を再委託する場合は、予め本市に下請業者名簿を提出し、本市の承認を得ること。
- (8) 本業務の実施に関し、疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議を行い、指示を仰ぐこと。

6 業務計画書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに業務計画書を作成し、本市に提出を行い、承認を得ること。
- (2) 業務計画書は次のとおりとする。
 - ア 検討業務内容
 - イ 業務の実施方針
 - ウ 業務の詳細工程表
 - エ 業務の実施体制及び組織図
 - オ 管理技術者等の一覧及び組織図
 - カ 再委託者がある場合は、再委託者の概要及び担当技術者一覧
 - キ 業務フローチャート
 - ク 打合せ計画
 - ケ その他本市が必要とする事項

7 打合せ及び協議記録

受託者は本市と必要に応じ打合せを行い、業務方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、受託者がその都度書面に記録し、本市の承認を得ること。

8 検査

- (1) 本業務が完了した時は、業務完了届を提出するとともに、成果品を提出し、本市の検査を受けること。
- (2) 本業務の完了期日前であっても、本市があらかじめ成果品の提出期日を指定した場合には、その期日までに、その時点における成果品を提出し、検査を受けること。

9 業務内容

本業務は、既存の空気圧で作動している排煙口及びダンパーを一般的な電気式に更新するにあたり、以下の項目について、本市と協議を行いながら策定すること。

- (1) 調査業務
 - ア 机上調査
既存図面などの調査
 - イ 現地調査
現地調査は原則として休館日（1月に2日間）に行うものとし、それ以外の運営日での調査は協議による。
- (2) 改修計画の提案
 - ア 工事範囲の確定
 - (ア) 排煙口やダンパーの更新範囲
 - (イ) 防災連動盤などの改修範囲
 - (ウ) 中央監視盤設備の改修範囲
 - (エ) 工事に伴う建築内装の改修範囲

- イ 工事方法の検討
館の運営への影響を考慮した工事方法
- (3) 関係法令の確認
 - ア 改修に必要な関係法令の調査
 - イ 関係官庁への事前協議
市開発審査室や消防本部など
- (4) 業務に必要となる各種情報の収集
- (5) 概算工事費、スケジュール
改修計画案について、概算工事費と工事期間を割り出す。

10 成果品について

本業務に係る成果品は以下のとおりとする。

- (1) 吹田市文化会館排煙設備等更新工事基本設計書
事前に十分内容を精査し、本市の了解を得たものを提出すること。
 - ア 改修工事計画書（各工事図含む）
 - ・機械排煙設備
 - ・空調設備
 - ・自動制御設備
 - ・防災設備
 - ・中央監視盤設備
 - ・建築工事内装改修等
 - イ 調査結果報告書
 - ・机上調査及び現地調査の結果
 - ウ 関係法令協議書
 - ・関係諸官庁（市開発審査室、消防本部など）
 - エ 概算工事費（内訳書含む）
 - オ 工事工程表
- (2) その他必要資料
その他に必要な資料がある場合は、本市と事前に協議のうえ提出すること。
- (3) 電子データ
上記に係る電子データをCD-Rで提出すること。なお、ファイル形式については本市と事前に協議を行うこと。